

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和7年度)

作成日 2025/10/14

最終更新日 2025/10/14

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2025/5/9
国立大学法人名		国立大学法人愛知教育大学
法人の長の氏名		野田 敦敬
問い合わせ先		企画課 (0566-26-2204、kaikaku@m.auecc.aichi-edu.ac.jp)
URL		https://www.aichi-edu.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会 による確認		【確認方法】 ・ガバナンス・コードに係る適合状況の確認にあたっては、独自の様式を作成して点検を行った。 ○独自様式での確認事項 - 各原則の実施状況 - 前回までの確認資料における状況 - 前年度における経営協議会委員、監事からの意見等 - 前年度における意見 - 前年度における意見に対する本学の対応 - 前回からの改善・充実事項 - 特記事項 - 各原則に基づく公表内容 - 適合状況の判断 - 適合状況の別 「適合している」、「適合していない」 ※「適合していない」場合は、その詳細等を(2)、(3)に記載 「適合していない」事項の詳細 - 今後の対応方針及び計画 - 担当部局 ・令和7年度は、ガバナンス・コードに係る適合状況の確認を以下のスケジュールのとおり実施した。 ○スケジュール 5/9 各担当部局において適合状況確認資料を作成

		5/23 学長・理事による確認 6/27 経営協議会委員への説明、意見聴取（7/10 まで） 7/29 経営協議会委員からの意見に対する対応方針の決定 8/5 経営協議会委員へ対応方針を報告 9/2 役員部局長会議へ公表内容を報告 9/10 教育研究評議会へ公表内容を報告 10/14 役員会で公表内容を審議 10 月中旬 報告書を国立大学協会へ送付及び Web サイトにて公表 【経営協議会委員の意見】 ・ガバナンス・コードに係る適合状況について、執行部（学長・理事）より報告を受け、検討した。 ・結果、執行部の「適合・不適合判断」及び「記載内容」について、指摘すべき問題は認められなかった。
監事による確認		【確認方法】 ・ガバナンス・コードに係る適合状況の確認にあたっては、独自の様式を作成して点検を行った。 ○独自様式での確認事項 1 各原則の実施状況 （1）前回までの確認資料における状況 （2）前年度における経営協議会委員、監事からの意見等 1）前年度における意見 2）前年度における意見に対する本学の対応 （3）前回からの改善・充実事項 （4）特記事項 2 各原則に基づく公表内容 3 適合状況の判断 （1）適合状況の別 「適合している」、「適合していない」 ※「適合していない」場合は、その詳細等を（2）、（3）に記載 （2）「適合していない」事項の詳細 （3）今後の対応方針及び計画 4 担当部局 ・令和 7 年度は、ガバナンス・コードに係る適合状況の確認を以下のスケジュールのとおり実施した。 ○スケジュール 5/9 各担当部局において適合状況確認資料を作成

		5/23 学長・理事による確認 6/3 学長による監事への説明、意見聴取（7/10 まで） 7/29 監事からの意見に対する対応方針の決定 8/5 監事へ対応方針を報告 9/2 役員部局長会議へ公表内容を報告 9/10 教育研究評議会へ公表内容を報告 10/14 役員会で公表内容を審議 10 月中旬 報告書を国立大学協会へ送付及び Web サイトでの公表 【監事の意見】 中教審答申（令和 7 年 2 月）を引くまでもなく、人口激減下における高等教育は大きな構造変革期に差し掛かっている。とりわけ国立大学、教員養成系大学には、様々な困難なチャレンジが待ち受けていると言える。一方、足下では 揺れ動く海外情勢、不透明感の強い国内経済、諸物価高騰、求められる人件費増額など、国立大学財政を取り巻く環境は厳しさを増しており大学経営・運営には益々難しい舵取りが求められている。こうした中、「第 4 期中期計画」の実践や「未来共創プラン」の具体的活動の積み上げなど着実な取り組みが行われてきたことは評価できる。 今回のガバナンス・コード適合状況確認においては、全 66 項目の網羅的確認とともに、前回の監事個別意見 2 項目に対応した取り組みの進捗状況についてヒアリングし突っ込んだ意見交換を行った。 その結果、今回の監事確認において記載の「適合・不適合判断」「記載内容」について指摘すべき問題は認められなかった。 その上で、より一層の大学経営の充実とガバナンス強化に向けて下記の個別意見を記す。 <構成員への厳しい認識の理解活動> 人口激減下における大きな構造変革期に差し掛かり、中央の間では様々な検討が行われている。中でも「国立大学法人等の機能強化に向けた検討会」では、多岐に亘り本学にとっても密接な関連のあるテーマについて検討が行われていると聞く。ここで方向性を取りまとめた後、文部科学省として「改革の基本方針」を策定し、令和 8 年度以降、第 5 期交付金のあり方、中期目標・中期計画策定が行われると言われている。その過程で「学部定員見直し」「法人の連携、再編・統合」「附属学校等に求められる役割を果たす上での必要な見直し」「財政負担の在り方（運営費交付金、授業料等）」「トップのリーダーシップによる人事給与
--	--	---

		マネジメント改革」などについて具体的動きが出ると思われる。本学としての確たる戦略が求められている。 この激動期において、組織の存続・発展と構成員の雇用やその家族を守り抜いていくためには、臆せず改革に取り組み結果を出していかなければならない。 そのためには、ガバナンスの視点から「学長以下執行部が抱えている厳しい認識を構成教職員の隅々まで浸透させ、共通認識の下でベクトルを合わせ、いかに難局に立ち向かっていくかがポイントである」と指摘しておきたい。 まずは、理解浸透のベースとなる厳しい状況を定量的に示した現在の諸資料を、今後の予測や定性的部分を可能な限り示した訴求力あるものへと深化させた上で、これを共有化するための効果的な方法について検討を深めることが望まれる。 時あたかも第4期中期計画の中間評価が行われており、それを踏まえて第5期中期計画の仕込み・助走期間が始まる。期せずして、次期学長選考のプロセスもスタートし「学長選考基準」も発出された。そこには、求められる人材像と取り組むべき課題が列挙されている。この中間評価や学長選考の場のみならず、様々な場での発信や活発な意見交換を通じて厳しい状況の理解が進むことを期待したい。 <前回監事個別意見2項目のフォローアップ> 前回意見の「中期的財政計画の見直しと方策の実行」と「物品不正購入・私的流用再発防止」は、各々確実な取り組みがされている。ともに今期以降も取り組むべき重要課題であり、継続した取り組みを期して頂きたい。 「中期的財政計画の見直しと方策の実行」においては、課題の明確化と周知面での一層の工夫と改善を期待したい。「物品不正購入・私的流用再発防止」においては、リスク管理の視点から 時が経ち人が替わる中でも教訓や再発防止策が風化することのないよう一層の工夫と改善を期待したい。 【本学の対応】 <構成員への厳しい認識の理解活動> ■ 対応方針 本学執行部が抱く危機感・課題認識を、教職員全体に共有し、組織としての一体感を醸成する。 第5期中期目標・中期計画策定に向けて、構成員の意識改革と情報共有を強化する。
--	--	---

		我が国の学校教育の質の向上を目指して、教員及び教育を支援する人材養成の機能強化を継続的に推進するため長期的な視野・戦略をもってこれにあたる。 ■ 具体的対応策 ・ 課題の共有 ・ 取り組む内容の絞り込み ・ 現状分析資料の深化 ・ 将来予測やシナリオ分析を含めた戦略的な「大学の未来像」の検討 ・ 学内への共有・浸透の仕組み構築 <前回監事個別意見へのフォローアップ> 引き続き継続的に取り組むとともに、一層の工夫と改善に努めたい。
その他の方法 による確認		該当なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、
当該原則に関連する記載を要しない法人である。

☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		該当なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1－1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		実施状況 ①中期計画と「未来共創プラン」の関係性の整理 国立大学法人法に基づき実施する中期計画は、国立大学法人法により、「社会との共創」、「教育」、「研究」などのように設定する項目が定められている。また、中期目標期間である6年以内に事業を完了させ、その成果を検証することとなっている。 一方、中長期ビジョン、目標・戦略から構成している「未来共創プラン」は、設定する項目は自由である。また、期間の限定はなく、具体的な事業の立案や成果の検証時期など、自由度が高い。 このような制度の違いを踏まえ、例えば、中期計画のうち「社会との共創」と「未来共創プラン」の「子どもキャンパスPJ」などは親和性が高いため、リンクさせた上で、重点的に取り組むこととしている。 このことについては、教授会、経営協議会で報告した他、全職員を対象に「第4期中期目標・中期計画に係る研修会」を実施し理解を深めている。 ②中期計画と「未来共創プラン」の達成に向けたロードマップの整理 第4期中期計画の評価指標において定めた目標の達成に向けて、そのプロセスを行程表として整理している。 このことについては、大学改革推進委員会、経営協議会で報告し、周知している。 ③学長による進捗管理を徹底 「未来共創プラン」の下に設けた9つの戦略毎の進捗状況を学長が随時確認して適切に管理することとし、各年度末に大学改革推進委員会に報告することに加え、教授会、及び経営協議会にも報告し、周知している。また、実施計画（行程表）をWebサイトにて公表している。 公表内容 【中期計画のWebサイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/hyoka.html 【未来共創プランのWebサイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/cocreate/

補充原則 1－2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		実施状況 令和3年3月に策定した「未来共創プラン」は、大学改革推進委員会において進捗状況を確認し、検証結果、及びそれを基に改善に反映させた結果等を公表することとしている。 具体的には、目標の達成に向けて、各プロジェクト・チーム内の意思統一を図るため、計画立案、実行、検証、改善案の策定など、運営プロセスを可視化（見える化）し、情報共有の仕組みを整えた。その際に、中期計画と「未来共創プラン」の運営プロセスをリンクさせることで、効率的な流れを整理している。 また、当該年度の「未来共創プラン」の実績を内外へ発信することで、プロジェクト・チームの活動内容を明らかにするとともに、ステークホルダーへの報告までを一連の運営プロセスとする流れを合わせて構築している。 公表内容 （進捗状況と検証結果） 「未来共創プラン」の具体的な実施内容は、中期計画に結び付け、国立大学法人評価の評価プロセスを活用するなどして進捗状況等の検証を行っており、改善状況を反映させた次年度の行程表をWebサイトにて公表している。 【未来共創プランのWeb サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/cocreate/
補充原則 1－3⑥（1） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		実施状況 国立大学法人法に基づく機関である主に「法人運営面」を審議する役員会、「経営面」を審議する経営協議会、「教学面」を審議する教育研究評議会に加え、役員会の意思決定と執行を円滑に行うため役員部局長会議を設けている。さらに、本学では将来を見据えた大学改革・機能強化を戦略的かつ機動的に推進するために大学改革推進委員会を設置し、各学系の代表を委員にすることで全学的な検討を確実に推進できる体制を整えている。 公表内容 「国立大学法人愛知教育大学役員会規程」、「国立大学法人愛知教育大学経営協議会規程」、「国立大学法人愛知教育大学教育研究評議会規程」、「愛知教育大学役員部局長会議規程」、「国立大学法人愛知教育大学大学改革推進

		委員会規程」を Web サイトにて公表している。 【愛知教育大学規程集の Web サイト】 https://kitei.aichi-edu.ac.jp/doc/auekitei/index.html
補充原則 1－3⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		実施状況 人事基本方針については、大学改革推進委員会の下に立ち上げた人事計画部会において、ダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針を検討の上、役員会において策定し公表している。 公表内容 【人事方針の Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/jinji_housin.html
補充原則 1－3⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		公表内容 第４期中期計画のⅣ．予算、収支計画及び資金計画に記載している。 【第４期中期計画】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/R4_04_keikaku_220330.pdf
補充原則 1－3⑥（４） 及び補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		【補充原則 1－3⑥（４）】 実施状況 教育研究の費用については、財務諸表、事業報告書、決算報告書の他、これらをわかりやすく説明した財務レポート、財務リーフレット、統合報告書を作成し、Web サイトにて公表することに加えて、保護者懇談会、ホームカミングデー等で財務リーフレットを配布している。また、ホームカミングデーでは卒業生をはじめステークホルダーへ財務状況の説明を行っている。 教育研究の成果については、本学 Web サイトに「研究シーズ」のページを設けるとともに、一般向け広報誌「あえる」を発行し、研究に熟知した関係者以外の幅広い対象者にも研究活動を分かりやすく公表している。 ・財務諸表、事業報告書、決算報告書作成 ・財務レポート、財務リーフレット作成 ・学内外報告（学長・理事懇談会、部課長会、財務委員会、経営協議会） ・学内外公開（ホームカミングデー、保護者懇談会、Web サイト）

	公表内容 【財務に関する情報の Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/zaimu.html 【統合報告書の Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/integratedreport.html 【研究シーズの Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/research/seeds.html 【一般広報誌「あえる AUE Letter」の Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/pamphlet.html 【補充原則 4－1③】 実施状況 （教育・研究に係るコストの見える化） 事業年度ごとに財務レポートを作成し、Web サイトで公表している。 （法人の活動状況や資金の使用状況等） 事業年度ごとに財務レポート、財務リーフレットを作成し、Web サイトで公表している。 公表内容 【財務に関する情報の Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/zaimu.html
補充原則 1－4② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針	実施状況 （副学長、学長補佐等） 理事以外の副学長や学長補佐、学系長のポストを設定し、その者が役員部局長会議等の他、週 1 回開催している学長・理事懇談会に参加し、法人経営の一端に参画する体制としている。また、近年では学長補佐を国大協の研修会等に参加させている。 大学改革推進委員会の下に立ち上げた人事計画部会において、法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針を含めた総合的な人事方針を検討の上、役員会において策定し公表している。また、経営人材の育成過程が確認できるよう、役員の経歴を公表している。 （事務職員） 事務職員については中堅、管理職等の役職別の職責、人材像を明確にし、「国立大学法人愛知教育大学事務職員及び技術職員の役職別の職責、人材像及び登用・選考に関す

		る基準」として、登用・選考基準を設け、今後のキャリアアップも踏まえ、計画的に研修や人事交流に参加させるなど、次代の経営人材を育成している。 公表内容 (副学長、学長補佐等) 【人事方針の Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/jinji_housin.html 【役員の経歴の Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/officer.html (事務職員) 【国立大学法人愛知教育大学事務職員及び技術職員の役職別の職責、人材像及び登用・選考に関する基準】 https://kitei.aichi-edu.ac.jp/doc/aukitei/print/619.html
原則 2－1－3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		実施状況 学長は、「役員規程」、「副学長任命規程」、「学長補佐規程」等に基づき、求める知識、経験、能力等を踏まえて、理事や副学長等を学内外から選任し、担当を明示して配置している。 令和 7 年度には、理事である副学長以外の副学長 5 名及び学長補佐 2 名の担当を改め、副学長には「カリキュラム改革・国際交流・未来共創」、「入試・ICT 活用指導力育成」、「学生支援」、「キャリア支援・課外活動」、「評価」を担当させ、5 名のうち 2 名は女性を登用した。学長補佐には「未来共創プラン」、「教育科目等改革」を担当させている。なお、教育科目等改革を担当する学長補佐は、学内から 40 代の准教授を登用し、主要な会議等に参画させるなど、長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取り組みを行い、人材の育成に努めている。 公表内容 「国立大学法人愛知教育大学役員規程」、「愛知教育大学副学長任命規程」、「愛知教育大学学長補佐規程」を Web サイトにて公表している。 【愛知教育大学規程集の Web サイト】 https://kitei.aichi-edu.ac.jp/doc/aukitei/index.html

原則 2－3－1 役員会の議事録		実施状況 役員会規程第 3 条で、役員会の審議事項については、「学長の決定に先立ち、国立大学法人法第 11 条第 3 項に定める事項を審議する」とし、重要事項について十分な検討・討議を行う体制を構築し、毎月 2 回の定例開催に加え、必要に応じて臨時に開催し、迅速な審議によって適正な経営を確保している。 また、同規程第 9 条で、「本学構成員に原則として議事要録を公開するものとする」と規定するとともに、学外にも公表している。 公表内容 【役員会に関する情報の Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/yakuinkai.html
原則 2－4－2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		実施状況 理事、副学長等を選考する上では、年齢や性別、国籍等に左右されず平等な基準で、そのポストに最適な人物を個人の才能等を判断した上で登用している。特に、常勤理事は学校教育現場や文部科学行政に精通した外部人材を配置している。更に令和 6 年 9 月からは産業界での経営経験を有する者を常勤監事に任命することで、法人経営の自己点検機能向上を図り、経営層の厚みを確保している。 また、外部の経験を有する人材を求める観点やその目的に合致する人材であることが明確となるように、役員等の経歴及び選任理由を公表している。 公表内容 【役員等・副学長・部局長名簿の Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/officer.html
補充原則 3－1－1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		実施状況 経営協議会規程第 2 条で、学外委員については、「大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する者」と規定している。選考に当たっては、「大学関係」、「教育行政」、「報道関係」、「民間」、「教育委員会」、「自治体」、「法曹関係」からバランスよく適任者を任命し、各学外委員の現職を Web サイトの役員等名簿の欄において公表している。 会議に当たっては、委員に対して事前に資料を送付す

		る他、議題に関係するわかりやすい参考資料を作成・提供することで、会議で活発な意見・助言等をいただけるよう工夫している。 また、通常の議事後にテーマ別で意見交換する機会を設け、議事以外の意見も法人運営に活かすことができるよう工夫している。 公表内容 【経営協議会委員名簿の Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/officer.html
補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		実施状況 学長選考・監察会議は、学長選考基準を定め、学長選考規程、学長選考実施細則の規定に則り、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表している。 公表内容 【学長選考・監察会議に関する情報の Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/gakucho_kaigi.html
補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		実施状況 平成 27 年度の学長選考会議及び役員会において、学長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無について検討し、「6 年任期」を「4 年任期再任可（2 年間）の上限 6 年間」とした。これを受け、役員規程を改定し、平成 28 年度から適用して公表した。 改正した役員規程第 5 条には「学長の任期は 4 年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は 2 年とし、引き続き 6 年を超えて在任することができない。」と規定しているが、この任期については、平成 27 年度の学長選考会議の検討の中で、「学長としての取り組みに対し任期中に中間評価は必要である。」との意見があった。また、多くの国立大学が「4 年任期再任可（2 年間）の上限 6 年間」であったことを参考の上、改正した。 公表内容 【役員規程】 https://kitei.aichi-edu.ac.jp/doc/aukitei/print/493.html

原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		実施状況 学長選考・監察会議は、学長の解任の手続きに関し必要な事項を定めた「学長解任規程」を整備し公表している。 学長を解任する要件は「心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき」、「職務上の義務違反があるとき」、「職務の遂行が適当でないため、法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き職務を行わせることが適当でないと認められるとき」、「その他学長たるに適しないと認められるとき」で、これに該当すると認められるときは、学長選考・監察会議は、速やかに審査を行うこととしている。 公表内容 【学長解任規程】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/gakucho_kainin_kitei220614.pdf
補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		実施状況 学長選考・監察会議は、学長の業績評価実施細則第6条で、通知及び公表については、「業績評価を実施したときは、速やかにその結果を学長に通知するとともに、Webサイトに公表する。業務執行状況を確認したときも同様とする。」と規定しており、これに則り、適切に行っている。 公表内容 【学長の業務執行状況確認結果】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/gakucho_kaigi.html
原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		実施状況 経営協議会では、令和6年6月24日の会議において、本学のステークホルダーの中から大学に関し広くかつ高い識見を有する方が幅広く参画するような構成となるよう、互選により委員を選出し、本学 Web サイトに公表している。 本学の教育研究に関する重要事項の審議機関である教育研究評議会では、令和6年4月10日の会議において、委員の選出方法を審議した上で、5月15日の会議において、その構成員である理事、事務局長、学系長、附属学校部長、各学系評議員から公平に選出するために投票により委員を選出し、本学 Web サイトに公表している。

		公表内容 【学長選考・監察会議の委員名簿】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/gakucho_kaigi.html
原則 3－3－5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		実施状況、公表内容 学長選考・監察会議では、法人として経営力が発揮できる体制となっているかについて、毎年度、学長の業務執行状況を確認する中で議論しており、その結果、現時点においては、大学総括理事を置くべきとの判断とはなっていない。
基本原則 4 及び原則 4－2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		実施状況 「業務方法書」に基づき「内部統制規程」を整備し、法人における業務の有効性及び効率性の向上、法令等の遵守の促進、資産の保全、財務報告等の信頼性の確保を目的に「内部統制システム」を構築し、その運用体制を公表している。役員で組織する内部統制委員会を設置し、内部統制上の重大な問題が発生した場合は、推進責任者である各部長を通じて、担当役員に報告することを義務づけている。日常的には、事務組織において推進担当者である各課長の下、業務方法書の項目に沿った自己点検を行い、モニタリングの結果を年 1 回役員会へ報告している。独立の評価として監事・監査室が法人の業務全般について内部監査を行い、その結果を監査報告書として公表している。また、監事は定期的に事務組織の部課長と意見交換を行ったり、学長に対し助言・提言も行っている。 研究活動の健全性・公正性の確保も重要な課題で、研究インテグリティの確保について関係規程を見直し、Web サイトに研究コンプライアンスのページを設け、「研究活動における不正行為への対応」、「利益相反マネジメント」、「安全保障輸出管理」の情報を公表している。利益相反については、毎年、すべての役員、大学教育職員に自己申告書の提出を求め、利益相反マネジメント委員会で審査している。安全保障輸出管理については、「みなし輸出管理の運用明確化」に対応するため、新規採用教員に対して採用時に「特定類型に係る誓約書」の提出を求め、技術提供の管理を行っている。

		公表内容 【内部統制システムについての Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/control.html 【監査に関する情報についての Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/jhyoka.html 【研究コンプライアンスについての Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/research/kenkyukonpuraiansu.html
原則 4－1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		公表内容 (情報公開の状況) 最近のニュースを大学概要、大学案内等により公開するとともに、規程集等を含め、様々な情報をわかりやすく Web サイトにて公表している。併せて、多種多様な広報手段を活用し、効果的な情報発信を行っている。 また、独立行政法人等情報公開法第 22 条に規定する情報について、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報・評価・監査等の他、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく教育研究活動等の状況などを Web サイトにて公表している。 ○最近のニュースを大学概要、大学案内等により公開 【大学概要の Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/outline.html 【大学案内の Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/guide.html 【財務に関する情報の Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/zaimu.html 【統合報告書の Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/integratedreport.html 【研究シーズの Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/research/seeds.html 【一般広報誌「あえる AUE Letter」の Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/pamphlet.html 【News & Topix の Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/pickup/index.html 【公式 Twitter／YouTube 公式チャンネルの Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/index.html ○愛知教育大学規程集等をまとめて公開 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/

		○独立行政法人等情報公開法第 22 条に規定する情報 (組織、業務及び財務に関する基礎的な情報・評価・監査等) https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/ ○学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく教育研究活動等の状況 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/ (ウェブサイトのリニューアル) 令和 7 年 3 月にウェブサイトを更新し、利便性を高めている。 https://www.aichi-edu.ac.jp/
補充原則 4－1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		公表内容 法人の情報については、「入学希望者の方」、「在学生の方」、「卒業生の方」、「保護者の方」、「教育関係・企業の方」、「地域・一般の方」など、Web サイトの画面上部に設置したタブにより対象者を明記する他、ターゲットに応じた広報誌により公表している。 主な広報誌として、大学案内、財務レポート、一般広報誌「あえる AUE Letter」、「ちいきの大学」など、多数公表している。 https://www.aichi-edu.ac.jp/index.html
補充原則 4－1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報		公表内容 学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠を「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、学生の満足度を「授業改善のためのアンケート」、学生の進路状況等を「教育職員免許状・資格取得状況」、「進路・就職状況」のとおり、以下の Web サイトにて公表している。 【ディプロマ・ポリシー】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/outline/policy.html 【カリキュラム・ポリシー】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/outline/policy.html 【授業改善のためのアンケート】 https://sousei.aichi-edu.ac.jp/publication/questionnaire/ 【教育職員免許状・資格取得状況】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/situation_of_teacher_training.html 【進路・就職状況】 https://www.aichi-edu.ac.jp/auecareer/data/index.html

法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条に規定する情報 【情報公開一覧】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release ■医療法施行規則第 7 条の 2 の 2 及び同規則第 7 条の 3 に規定する情報 該当なし ■医療法施行規則第 15 条の 4 第 2 号に規定する情報 該当なし
-------------------------------------	--	---